

一般競争入札の施行について（公告）

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年3月17日

岡山市長 大森雅夫

1 入札に付する事項

1	修繕名	北区I-3、I-4エリア下水道施設維持修繕（R8-1）
2	修繕場所	岡山市北区（小エリアI-3、I-4） 内下水道既供用エリア
3	修繕期間	令和9年3月31日
4	支払条件	中間払い1回まで 残額完工後払
5	修繕概要	修繕場所内において下水道管きょ施設に関わる点検・修繕等の維持管理 ※本業務は既供用管きょ内及び人孔内等での作業を含む。
6	入札保証金	契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5以上の額（詳細は共通事項のとおり）
7	契約保証	契約保証金 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額（詳細は共通事項のとおり）
8	その他	本業務の設計書は概算数量設計であるため、出来高精算時に変更する。（予定数量に達しない場合は減額変更もある。）ただし、契約金額を上限とする。 下水道河川局委託業務の履行確保等に関する調査取扱要領（以下「調査取扱要領」という。）に定める【低入札価格調査】の対象となる基準価格（許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）の税抜き額の75%）を下回った場合には、調査取扱要領に従い調査を行う。

2 入札等の手続に関する事項

1	公告文等配布期間	公告日から開札日まで
2	公告文配布方法	岡山市ホームページ「トップページ」事業者情報「入札・契約」その他の入札情報「一般競争入札情報（各課発注）」に掲載する。
3	設計図書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	設計図書閲覧場所	岡山市ホームページ「トップページ」事業者情報「入札・契約」その他の入札情報「一般競争入札情報（各課発注）」に掲載する。
5	設計図書取得期間	公告日から開札日まで
6	設計図書取得方法	岡山市ホームページ「トップページ」事業者情報「入札・契約」その他の入札情報「一般競争入札情報（各課発注）」からダウンロードし、取得すること。
7	設計図書質問受付期間	公告日から令和8年3月19日（木）午後4時まで
8	設計図書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
9	設計図書質問提出先	下水道河川局下水道施設部下水道保全課 Eメールアドレス gesuidouhozen@city.okayama.jp FAX 086-803-1746

10	設計図書回答掲載期間	令和8年3月24日（火）午後4時から開札日まで
11	設計図書回答掲載場所	岡山市ホームページ「トップページ>事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>一般競争入札情報（各課発注）」に掲載する。
12	入札書の受付	令和8年3月26日（木）まで（岡山大供郵便局に必着） ※設計図書に対する質問の回答を確認した後に郵送すること。 岡山大供郵便局に必着とは岡山大供郵便局に郵便物を持ち込んだ日ではありません。郵便物は余裕をもって発送すること。 入札書は指定封筒にて郵送すること。（指定封筒については、下水道河川局下水道施設部下水道保全課にて令和8年3月25日（水）までに受け取ること）
13	開札日時	令和8年3月27日（金） 午後 1時 15分
14	開札場所	岡山市役所 分庁舎5階 会議室
15	資格審査申請書類	開札の結果、「一般入札公告共通事項」2（9）により一般競争入札参加資格の確認の対象となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） ② 指名停止等措置状況調書（様式第5号） ③ 「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の「2 配置予定技術者」を満たしていることを証明するもの。 ・土木施工管理技士2級以上の資格者証の写し ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧 第二種酸素欠乏危険作業主任者）技能講習修了証の写し ・上記資格所有者の健康保険の加入証明書類等の写し ④ 「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の「3 その他必要事項」を満たしていることを証明するもの。 ・5人以上の従業員を有していることが確認できる健康保険の加入証明書類等の写し
16	資格審査申請書類提出方法	申請書等を受付場所へ持参すること ※ 受付は窓口受付のみとし、それ以外の方法では受け付けない。なお、窓口では申請書等の内容確認は一切行わない。
17	資格審査申請書類受付期限	令和8年3月31日（火）午後4時 （土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） ※ 上記の期間は申請書等の訂正及び差替に要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。
18	資格審査申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市役所分庁舎4F 下水道河川局下水道施設部下水道保全課

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格事項	①令第167条の4及び岡山市契約規則（以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。 ②岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和61年市告示第120号）に基づく有資格者名簿の建設工事部門に登載され、格付業種が下記ア又はイであること。 ア第1格付業種が土木 イ第1格付業種が建築で、第2又は第3格付業種が土木 ③岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱の別表第1（第4条関係）に掲げる全市エリア市内全域に主たる営業所を有するもの。 ④公告に定めた開札日時において岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
2	配置予定技術者	主任技術者は土木施工管理技士2級以上又は実務経験10年以上かつ、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧 第二種酸素欠乏危険作業主任者）の資格を有する者で、公告に定める開札日時において、3カ月以上継続して所属していることが確認できるものを配置する。 ※なお、この業務においては現場責任者と主任技術者の兼任は可能である。
3	その他必要事項	5人以上の従業員を有していること。（上記配置予定技術者を含む）

4 その他

- (1) その他詳細は一般競争入札公告共通事項及び仕様書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
下水道保全課
〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号
電話086-803-1490

一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項

1 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札書の郵送については担当課において交付された指定封筒を用いること。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、送付希望先を記入した返信用封筒に必要な切手を貼り担当課まで送付すること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
単価契約の場合、契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）を入札書に記入することとし、1円未満の端数金額の入札書への記載を可（ただし小数第3位まで）とする。落札決定に当たっては、次の計算式により予定総金額を算出する。
入札書記載の単価×予定数量×1.10
（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- (3) 入札書に必要な事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に封入し、指定する郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送することとする。なお、郵便局留の郵便物には保管期間があり、郵便局への到着が早すぎると、開札までに入札書が返送されてしまう場合があるので、注意すること。
- (4) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

2 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の額は見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額）の100分の5以上の額とする。
単価契約の場合、契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上の額とする。
- (2) 以下の場合は、入札保証金を免除する。
 - ① この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿に登録されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - ② 入札保証保険契約を締結したとき
- (3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。
- (4) 入札保証金の納入は、担当課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を担当課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証を担当課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

3 入札方法等に関する事項

- (1) 岡山市委託等一般競争入札実施要綱第8条に規定する郵便入札以外は認めない。
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 入札の開札は、公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (5) 開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。
- (6) 開札の結果、入札参加者の入札が、下記6の参加資格の確認を行うまでもなく、下記4(1)~(13)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 上記(6)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 上記(8)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出

したもの（以下「最低価格入札者」という。）を確認対象者とする。

- (10) 上記(9)に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。
- (11) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止し、延期し、又は落札決定を保留することがある。
- (12) 岡山市は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (13) 入札に際して、契約規則の規定を遵守すること。

4 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (8) 入札書が到着期限までに到着していない入札
- (9) 指定封筒記載の業務名又は差出人名と同封された入札書の業務名又は入札者名が相違する入札
- (10) 指定封筒に業務名又は差出人名が記載されていない入札
- (11) 1通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札
- (13) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

5 入札の失格に関する事項

下記6に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに確認申請書等を提出しない者
- (3) 市長が指定する方法以外の方法で確認申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

6 参加資格の確認に関する事項

- (1) 市長は、確認対象者から確認申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、確認申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (2) 市長は、上記(1)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出した者（以下「第2順位者」という。）から確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 市長は、上記(2)により参加資格の確認を行った結果、第2順位者の参加資格がないと認めたときは、第3順位の入札書を提出した者以降について、順次確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(2)又は(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(1)を準用する（この場合の確認申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）。
- (5) 市長は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 市長は、上記(1)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し確認申請書等の提出を求めることができる。

7 落札者の決定に関する事項

市長は、上記6の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、低入札価格調査又は履行確保の調査を実施する場合においては、調査取扱要領による調査を実施し、資格確認者を落札者とするか否かを決定する。

なお、落札者は、市長が必要と認める場合を除き、落札者として決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。

8 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、確認申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が確認申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

9 契約保証金について

- (1) 契約金額（単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の10以上の額とする。
- (2) 契約保証金の保証の方法は次の①～③のいずれかによること。提出書類は契約書の作成期日の午後3時までに提出すること。

保証の方法	提出書類
①契約保証金の納付（納入通知書は担当課で作成する。必ずあらかじめ担当課に連絡すること。）	契約保証金に係る領収書及びその写し
②債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
③債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険 契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券

10 その他

- (1) 一方の会社の代表者が、他方の会社の代表者を現に兼ねている場合は、兼ねている会社のうち1社のみが参加できる。
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に定める有限責任事業組合その他これらに類する組合（以下「組合」という。）と、当該組合の組合員又は当該組合の組合員が加入する他の組合は、同一の競争入札に参加することができないものとする。
- (3) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
「トップページ > 事業者情報 > 入札・契約 > その他の入札結果 > 令和8年度修繕」
- (4) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (5) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託等一般競争入札実施要綱に定めるところによる。

事務連絡
令和6年11月6日

別記（建設業団体）宛

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課

健康保険証の廃止に伴う現場作業員の健康保険の加入証明書類について

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

建設業における社会保険加入対策については、行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（平成24年5月設置・令和3年12月改組）等において、関係者一体となって、取組を進めているところです。

そのうち、建設工事現場での社会保険加入対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年7月通知・令和4年4月改定、以下「ガイドライン」という。）において、元請企業・下請企業において、現場入場する作業員の保険加入状況を確認し、適切な保険に加入していることを確認できない場合には、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いを徹底すべきであることとされています。

この際、確認にあたっては、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の登録情報を活用した確認を原則としておりますが、CCUSを使用しない場合には、健康保険証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずることとしております。

今般、現行の健康保険証の発行が本年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、本年12月2日以降、作業員の健康保険への加入状況の確認方法について、ガイドラインに沿った真正性の確保に向けた措置を講じた確認方法を下記の通り整理いたしましたので、貴団体傘下の会員企業等に対して周知いただくとともに、引き続き、建設業における社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に進められるようお願い申し上げます。

記

【原則】

ガイドラインでは、「各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は証明書類の添付は不要である。」としている。引き続き、原則としてCCUSの登録情報を活用して確認すること。

【CCUS に加入していない作業員の場合】

ガイドラインでは、「建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、健康保険証のコピー、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずること。」としている。この「真正性の確保に向けた措置」について、CCUS に加入していない作業員の場合は、それぞれ以下に示す方法で対応すること。

① CCUS に加入しておらず、マイナ保険証を所持している作業員の場合

保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格情報のお知らせ」のコピー又はマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDF ファイルの電子データや印刷物（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）により確認することで対応すること。

② CCUS に加入しておらず、マイナ保険証も所持していない作業員の場合

保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格確認書」のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）により確認することで対応すること。なお、令和 6 年 12 月 1 日時点で有効な健康保険証のコピーについては、その有効期限まで（最長、令和 7 年 12 月 1 日まで）、従来通り作業員の健康保険の加入状況の確認を行うことができることを申し添える。

以上